

公告第477号

福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）第8条の規定に基づき、郡山市河内クリーンセンター再整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の縦覧を次のとおり実施する。

令和8年3月19日

郡山市長 椎根 健雄

第1 事業者

- 1 事業者の名称 郡山市
- 2 代表者氏名 郡山市長 椎根 健雄
- 3 所在地 郡山市朝日一丁目23番7号

第2 対象事業

- 1 名称 郡山市河内クリーンセンター再整備事業
- 2 種類 廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置
- 3 規模 最大213 t/日（約8.9 t/h）

第3 対象事業実施区域

福島県郡山市逢瀬町河内字西午房沢59

第4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福島県郡山市

第5 方法書の縦覧

- 1 縦覧場所 福島県生活環境部環境共生課（福島県庁西庁舎10階）
郡山市環境部環境政策課（郡山市役所西庁舎4階）
郡山市環境部資源循環課（郡山市役所西庁舎4階）
郡山市逢瀬行政センター

- 2 縦 覧 期 間 令和8年3月19日（木）から令和8年4月20日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- 3 縦 覧 時 間 各日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 電 子 縦 覧 郡山市ウェブサイトに掲載
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/224/151915.html>

第6 意見書の提出

環境保全の見地からの意見を有する者は、氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見（意見の理由も含めて記載する。）を記入した書面（日本語）により、意見書を提出することができる。

- 1 提 出 方 法 持参、郵送、郡山市オンライン申請サービス又は縦覧場所に備付けの意見箱への投函
- 2 持参又は郵送先 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市環境部資源循環課（郡山市役所西庁舎4階）
- 3 提 出 期 限 令和8年5月7日（木）午後5時15分まで

第7 説明会の開催

方法書の説明会を次のとおり実施する。

- 1 日 時 令和8年3月26日（木） 午後6時30分から午後7時30分まで
- 2 場 所 郡山市立逢瀬公民館 大ホール（郡山市逢瀬町多田野南原3）

第8 問い合わせ先

その他不明な点については、郡山市環境部資源循環課（電話：024-924-2751）まで問い合わせること。